

兵高教組

週刊査小青報

2022年2月8日

27号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅勤務

新型コロナウイルスの感染が急速に広がり、学校現場も児童生徒の感染者や濃厚接触者の特定などの対応に追われています。職員も自分自身の感染の心配に加えて、家族の感染にも気を遣う毎日です。県教委は、1月26日付で「新型コロナウイルス感染拡大防止について(事務連絡)」を発出しました。その内容を確かめるために高教組は「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要求書」を県教委に提出して、事務連絡に対する疑問点及び高教組の要求への早急な回答と対応を求めました。以下は、それに対する県教委の回答です。

◆「在宅勤務」が取得できる範囲は?

教職員、時間講師や会計年度任用職員もとれます。
学校現場の事務職員は取得可能ですが、技能労務職は認められていません。

◆「在宅勤務」が認められる要件は?

- 「臨時休校または学年閉鎖」をする場合
- 校務に支障がないと認められる場合
「学級閉鎖」は認められない。

◆「テレワーク兵庫」を活用するのか?

「在宅勤務」は「テレワーク兵庫」とは限らない。
しかし、このようなときこそ使って欲しい。

◆時間講師の賃金保障は?

高教組の独自要求でも回答したように、35週を超えない限りにおいて認める。各学校で工夫してもらって、「在宅勤務」や学校へ来て勤務して欲しい。

◆「在宅勤務」の申請手続は?

- 「在宅勤務計画書」の提出
- 「在宅勤務報告書」の提出
- 在宅勤務の開始・終了の報告

在宅勤務の申請手続のためだけに学校に来て欲しいとは言っていない。

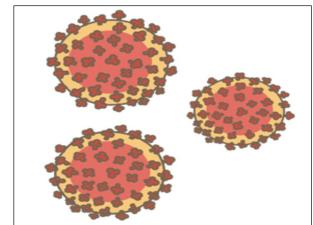
◆職員のPCR検査やワクチン接種の体制を

これからも検討する課題である。

職員の「自宅待機」は「特別休暇」で対応を!

職員の家族に濃厚接触者が続出しており、職員も「自宅待機」になるケースが増えています。職員の自宅待機は、陽性・濃厚接触者・濃厚接触者の疑いがある場合です。すべて「特別休暇」で対応してください。

「在宅勤務」はあくまでも勤務ですから、自宅研修や自宅待機とは異なります。



新型コロナウイルス感染症の拡大が止まりません。学校行事の変更や中止があいついでいます。学校現場では、一日でも早く「少人数学級」の実現が求められています。高校でも35人学級を実現させましょう。

高校生が安心して学校生活を送れるように、また、職員が安心して働く職場が実現するように、これからも高教組はとりくみます。職場での要求や願いがありましたら、ぜひ高教組へお寄せください。

あなたも高教組へ。教職員の生活と権利を守るとりくみを、ぜひ一緒に!